

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	選挙管理委員会事務局選挙課
件名	さいたま市開票集計システム運用支援業務(知事)
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年6月23日
契約の相手方名	株式会社ムサシ 北関東支店
契約金額	3,961,100円
随意契約によること とした理由	<p>本業務におけるシステムのプログラムについては、システム開発者により開発・販売しているものである。本業務を遺漏なく遂行するためには、開発業者以外の者に運用支援業務を遂行させることは、著作権の関係から難しいことから、当該システムの開発業者との随時契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	選挙管理委員会事務局選挙課
件名	さいたま市期日前・不在者投票及び当日投票受付システム運用支援業務(県知事)
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年5月16日
契約の相手方名	日本電気株式会社 関東甲信越支社
契約金額	39,773,800円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市選挙人名簿管理システムから選挙人名簿データを取り込み、投票受付時の選挙人名簿対照業務において運用するにあたり、投票受付用の選挙人名簿データ作成、選挙人名簿対照業務の環境設定、機器障害支援等の運用に関する支援を委託するものである。</p> <p>本システムのプログラムについては、システム開発者のパッケージを購入後に、一部をさいたま市仕様に独自カスタマイズしたものであるため、開発業者以外の者に運用支援業務を遂行させることは、著作権の関係から難しい状況である。また、著作権の関係から開発業者以外の者は、システムのプログラムを全て解析することができないため、技術的に本業務を履行することが難しいことから、当該システムの開発業者との随時契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>